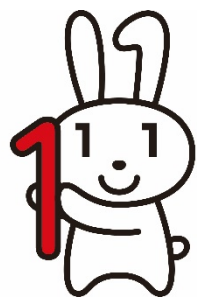


マイナンバーカード取得促進のための 先進事例集



マイナ
ちゃん

平成29年9月29日
総務省自治行政局住民制度課



マイキー
くん

目次

都道府県内全市町村での「マイナンバーカード普及促進キャンペーン」 徳島県の取組事例	1p
マイナンバーカード交付促進の取組 宮崎県都城市の取組事例①～③	2～4p
マイナンバーカード交付促進の取組 茨城県五霞町の取組事例①・②	5・6p
マイナンバーカードを活用した情報セキュリティ強化への取組 徳島県の取組事例	7p
マイナンバーカードのマイキー部分の利活用 兵庫県姫路市の取組事例	8p
マイナンバーカードのマイキー部分の利活用 群馬県前橋市の取組事例①・②	9・10p
<参考> 民間でのマイナンバーカードのマイキー部分の利活用 証券口座の開設	11p
<参考> 民間でのマイナンバーカードのマイキー部分の利活用 住宅ローン申し込み	12p

- 全県で統一的な「マイナンバーカード普及促進キャンペーン」を実施
- 各種会場でのPR時に「マイナちゃん」等を活用してメディアへ訴求し、広く県民に周知

全県で統一的な「マイナンバーカード普及促進キャンペーン」を実施

- 県及び市町村の若手職員で構成する「マイナンバーカード普及・利活用タスクフォース」での提案を具現化し実施
- 期 間:平成29年9月4日(月)～12月31日(日)
- 内 容

(1)オリジナルコラボシール貼付のカードケースをプレゼント

期間中にカードの申請又は交付を受けた方(先着7千名)及び既にカードを持っている方(先着3千名)に徳島県マスコット「すだちくん」と「マイナちゃん」のオリジナルコラボシール貼付のカードケースをプレゼント

なお、シールについては、J-LISから配布されているカードケース裏面に貼り付け、各市町村窓口で交付

(2)市町村独自のキャンペーンを実施

来庁者へのPRポケットティッシュの配布や協力商業施設での店内放送によるキャンペーンの周知のほか、カード申請用の無料の写真撮影や申請補助、交付時にグッズを配布するなど、各市町村が独自にキャンペーンを実施

(3)各種会場でのPR

「マイナちゃん」や「自治体マスコットキャラクター」の活用、統一デザインの「キャンペーンPRのぼり」や「スタッフジャンパー」の作成により、メディアへの訴求を高めた結果、NHK・四国放送・地元CATVで取り上げられ、広く県民に周知。

また、市役所でのPRでは、興味を持った来庁者をカード申請窓口へ案内。

①JR徳島駅前広場

日 時:平成29年9月5日(火)午前7時30分から午前8時30分まで

場 所:JR徳島駅前広場

内 容:PRグッズの配布、マイナちゃんの登場

②鳴門市役所

日 時:平成29年9月5日(火)午後1時から午後2時まで

場 所:鳴門市役所本庁舎1階ほか

内 容:PRグッズの配布、マイナちゃんの登場

③阿南市役所

日 時:平成29年9月6日(水)午前10時から午前11時まで

場 所:阿南市役所1階

内 容:PRグッズの配布、阿南市マスコット「あななん」及びマイナちゃんの登場

オリジナルコラボシール(イメージ)



○タブレット端末を活用した無料の写真撮影及び申請補助

タブレット端末を活用し、無料の写真撮影及びオンライン申請の申請補助を実施

- 丁寧な説明等を行い、マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する不安や疑問点を解消
- さらに、タブレットを使用した無料の写真撮影やオンライン申請の申請補助を実施

具体的な補助申請のフロー

(1) 丁寧な説明と相談

対面の窓口で丁寧にマイナンバー制度やマイナンバーカードについて説明し、また不安や疑問点を相談にのり解消することで、交付申請につなげる。

(2) 申請書の確認

個人番号カード交付申請書を持参しているか確認。無い場合は、身分証を確認し、統合端末から個人番号カード交付申請書を出力

(3) タブレットによる写真撮影

受付番号札を渡し、職員により順番に写真を撮影。なお、撮影時には2枚撮影し、希望する方を選んでもらうことで、撮り直しを軽減

(4) 規約等の説明

オンライン申請の利用規約・電子証明書・点字について説明。交付申請書に申請日、使用したタブレットの番号、受付番号、生年月日の西暦、電話番号、電子証明書の要否、点字の要否を記入し、市が保管※オンライン申請には申請書は不要だが、申請書に必要事項を記入し、市で保管することで不備があった際等に確認

(5) オンライン申請補助

職員がオンライン申請の補助として、タブレットで操作を補助。市のメールアドレスを入力し、メール連絡用氏名は都城市役所市民課+受付番号。タブレット1台毎に専用のメールアドレスを設定

オンライン申請の最終の入力確認画面で申請者自身が登録ボタンを押すことで最終確認

(6) 交付時の必要書類等の説明

カード交付までの流れ、交付時期、交付の際に持参する書類について説明



1人5分程度
で申請完了!



○特設会場の設置や公民館、商業施設等で申請補助を行い申請機会を創出

1 マイナンバー特設会場を設置

- 市役所本庁舎にマイナンバー特設会場を設置し、マイナンバーに関する相談、マイナンバーカードの申請補助、通知カード・マイナンバーカードの交付
- 特設会場
 - ・会議室を特設会場として使用
 - ・第2、第4日曜日や毎週木曜日の夜間にも窓口を開設

2 公民館、企業、確定申告会場、商業施設でのオンライン申請受付

- 公民館、企業、確定申告会場、商業施設に職員が出向き、職員が補助しながらタブレットを用いたオンライン申請を行う

(1) 公民館

市役所や総合支所に来ることが難しい方を想定し、公民館でのオンライン申請受付を実施

(2) 企業

就業者を対象として、企業へ出向きオンライン申請受付を実施

(3) 確定申告会場

- ① 確定申告会場開設期間においては、税務署とタイアップし、申告会場において申請補助を実施(e-Taxの利用が見込める)
- ② 市の申告会場においても、申請補助を実施

(4) 商業施設

家族連れ等の幅広い層を対象者と想定し、商業施設で申請補助を実施

3 運転免許センターや金融機関等でのチラシ配布

- 関係機関にマイナンバーカード取得に関するチラシの配布依頼

免許証を返納された方へ
マイナンバーカードを作りませんか？

マイナンバーカードがあれば・・・

- 免許証などと同様に、身分証明書として使えます。
- 住民票の写しや印鑑証明書、戸籍証明書、所得課税証明書をコンビニで取得できます。

マイナンバーカードでさらに便利に！

- 平成29年秋頃～図書館カードとしての利用
- 平成30年度～順次健康保険証としての利用

マイナンバーカードは、様々な活用が検討されています！

マイナンバーカード申請のお手伝いを
しています（無料）

都城市では、マイナンバーカードを希望する都城市民の方へ、写真を撮って、カードの申請をするお手伝いをしています。個人番号カード交付申請書又は身分証をお持ちください。

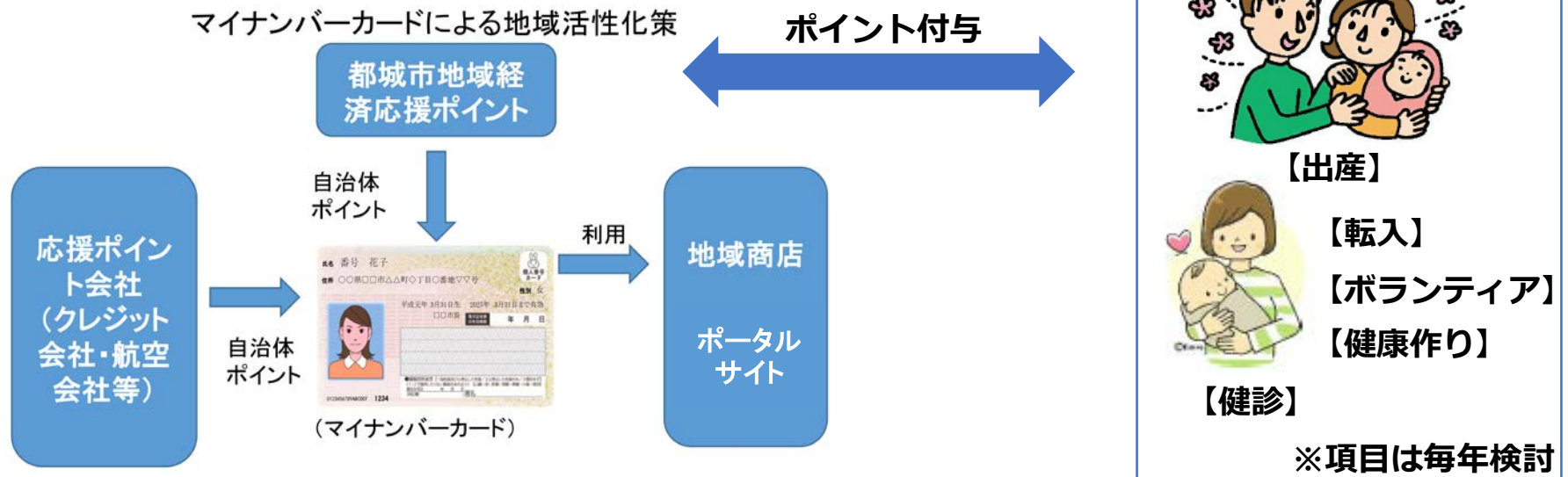
◎場 所 都城市役所7階 マイナンバー特設会場
各総合支所 市民生活課

◎時 間 平日、第2・第4日曜日 8時30分～17時15分

○カード普及促進のためのカード利便性の向上

都城市地域経済応援ポイント活用事業(平成29年度中開始予定)

- 国が構築する自治体ポイント管理クラウドを活用し、結婚や出産等のライフイベント時や子ども子育てイベント等への参画時にポイントを付与し、そのポイントを地域店舗等で利用できるようにすることで、市民の市政への積極的な参画や地域経済の活性化を図る。
- 自治体ポイントを利用して全国の産品が購入できるポータルサイト利用への呼び水となることを期待。



○掲載予定商品



地元の産品の販売促進に活用

- マイナンバー制度を推進し、住民満足度・業務効率アップ、段階を踏んだ取組を実施
- マイナンバー制度・カードを見てもらう、知ってもらう、引きつける取組

1 マイナンバー制度を推進し、住民満足度・業務効率アップ、段階を踏んだ取組を実施

- マイナンバー制度を積極的に推進することで、住民満足度・業務効率の改善を図ることを目的として実施
- 庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、制度推進のアイデアや周知方法を検討
- 町長からの『小規模自治体のメリットを最大限に活かし全職員が協力して一丸となって、取り組む』宣言
- 制度推進のため、段階を踏んだ取組を実施

2 見てもらう、知ってもらう、引きつける取組

- マイナンバー制度やカードを見てもらう、知ってもらう、引きつけるをテーマに以下の取組を実施

(1) 毎月、広報紙にマイナンバー制度に関する記事を掲載

分かりやすくをモットーに連載することで注目を引く。また、引きつける工夫として手書きの4コマ漫画を作成

(2) ホームページやFaceBook、Twitterを活用した周知

見やすい、分かりやすい表現を第一に様々な媒体で周知

(3) 地域に出向いての説明会

地域に職員が出向いて分かりやすく説明を行う。引きつける工夫として、説明会では職員による寸劇(動画)を使用

(4) 職員1人1人がPR

町長の『全職員が一丸となって取り組む』宣言のもと、全職員がマイナンバー制度について簡単な説明ができ、職員1人1人がPRできることを目的に、全職員を対象とした研修を実施(90分×6コマ)。

研修でも、まずはマイナンバー制度を知る、理解する、そして説明スキルを身につけると順を追って実施し、研修後も身につけた説明スキルを家族や知人にマイナンバー制度を説明することで、スキルの定着を図った



○マイナンバーカードを分かってもらう、申請してもらう、使ってもらう取組

3 分かってもらう取組

- 行政区ごとで実施する行政懇談会で、マイナンバーカード申請について、分かりやすいフロー図を使い、詳しく説明を実施
- さらに、町で独自に作成したマイナンバーカードの申請方法等を分かりやすく説明した資料を全世帯に郵送

4 申請してもらう取組

- 大字事務所などの地域に職員が出向き、タブレット端末を用いた写真撮影及びオンライン申請を補助
- 交付の際も、同じく地域に出向いて交付を実施(五霞町オリジナルの行政区方式を採用)

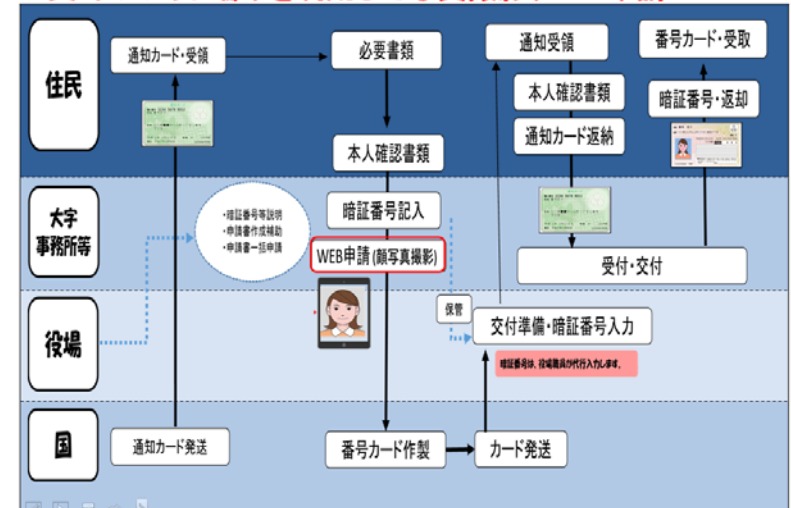
5 使ってもらう取組

- コンビニ交付サービスを平成28年4月1日から導入
 現在は、コンビニで証明書をスムーズに取得できるように、マイナンバーカード交付時に窓口でマニュアルを配布するほか、コンビニ交付サービスを周知するために、大型看板や町内のコンビニにのぼり旗を設置し、利用拡大に努めている(五霞町内にコンビニは6店舗)。
- マイナンバー確認と本人確認が行えるカードであることをPR
 マイナンバーを提示いただく窓口等にて、マイナンバーカードはマイナンバーと本人確認が1枚で行える唯一のカードであることをPRし、カードの取得促進につなげている。



行政区交付方式(五霞町オリジナル)

工夫: タブレット端末を利用して写真撮影、WEB申請

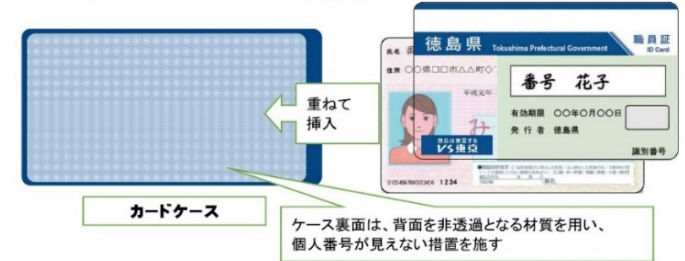


- マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証
- マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン(セキュリティ強化)

1 マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証

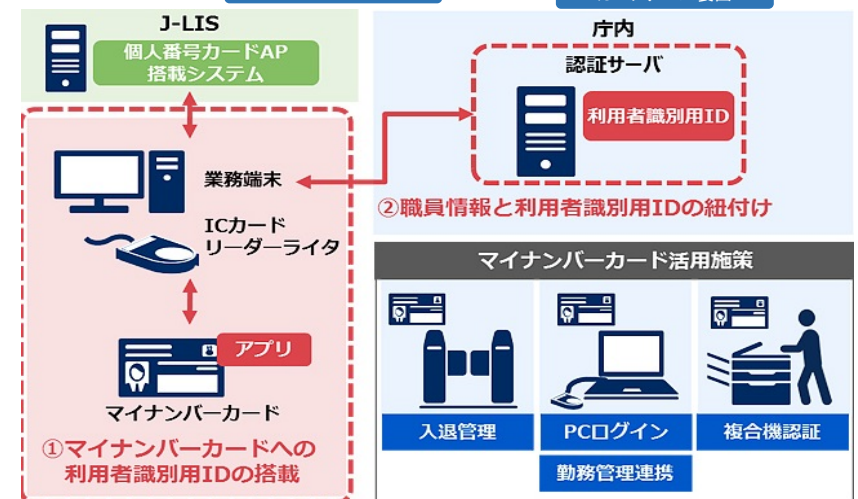
- 職員証(マイナンバーカードの顔写真部分と氏名部分が透明となっているもの)とマイナンバーカードを重ね合わせ、専用のカードケースに挿入することで、顔写真入り職員証として使用
- なお、マイナンバーを外から見られないよう、カードケースの裏面は非透明

マイナンバーカードとの重ね合わせ



2 マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン

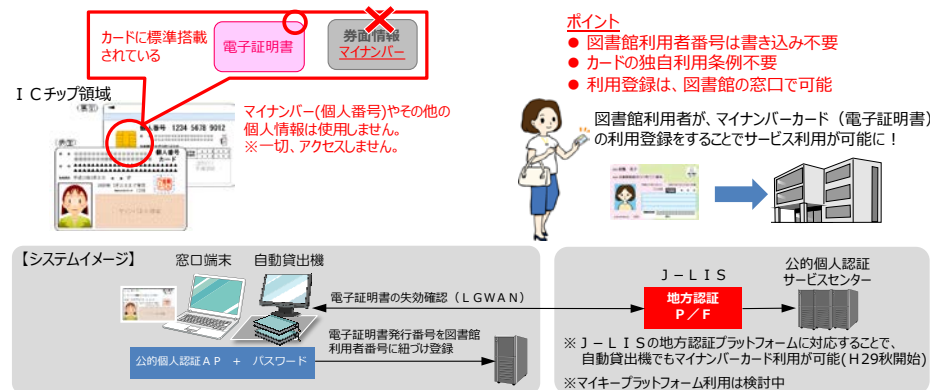
- マイナンバーカードの空き領域へ利用者識別のためのアプリケーションを組み込むことで、マイナンバーカードをパソコンへのログイン、特定のセキュリティ管理区域への入室時の本人確認に活用
- パスワードによる認証では、同じパスワードの使いまわし等、セキュリティ強度低下のリスクが常に存在することを解消



- マイナンバーカードの電子証明書による図書館利用
- マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

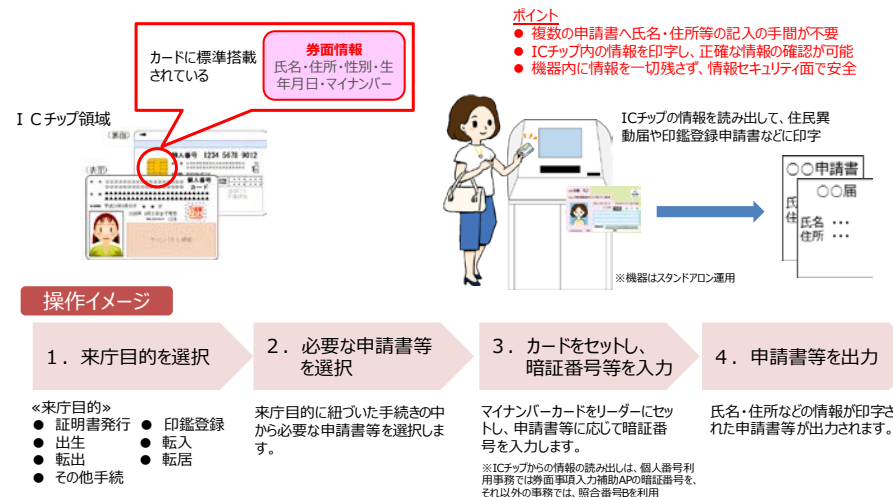
1 マイナンバーカードの電子証明書による図書館利用

- カードのICチップ領域に標準搭載されている電子証明書を利用。マイナンバーカードの空き領域を利用する方式(カードAP方式)ではないため、カード独自利用の条例の制定が不要
- マイナンバーカードを持っている市民は図書館の窓口での利用登録を行うことで、サービスを利用可能



2 マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

- 窓口へ提出する申請書等には氏名、住所を記載することがほぼ必須であり、複数の手続を一度に行う市民にとって、繰り返し同じ内容を記入することが負担となっていることから、マイナンバーカードの券面情報を活用して申請書等への記入負担を軽減
- 機器内に一切の情報を残さない仕組みとし、市民の情報流出への不安に配慮



○マイタク(でまんど相乗りタクシー)のマイナンバーカードの活用

平成28年より導入しているマイタク※の利便性向上のため、マイナンバーカードを活用する実証実験を平成29年度に開始

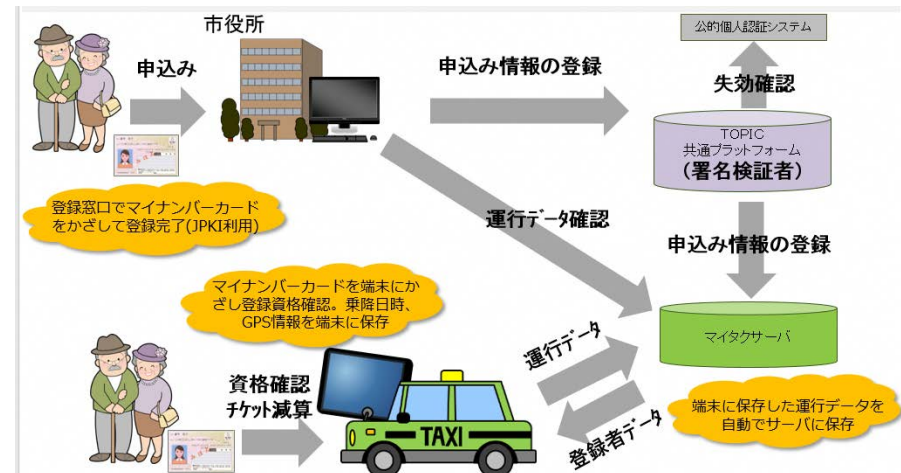
※マイタク:高齢者など移動困難者がタクシーを利用する際の運賃補助制度。利用登録を行うことで利用者へ利用登録書と利用券が発行され、タクシー利用時に提示することで運賃補助を受けることができる。

○マイタク利用のフロー

- (1)マイタク申請者のマイナンバーカードの空き領域にカードAPを書き込み(市役所・支所の窓口)
※条例制定以降に交付されるマイナンバーカードには、交付前に事前にカードAPを書き込み
- (2)マイタクの利用登録(市役所・支所の窓口)
※カードAPの書き込みがない申請者には、(1)と(2)を同時に実施
- (3)タクシー内に設置している端末にマイナンバーカードをかざして利用
自動で割引料金を計算
- (4)端末から運行データをマイタクサーバーにアップデート、データ確定処理等を行い、
利用明細書を作成
- (5)マイタクサーバーの精算データを利用し、精算手続きを実施

○マイナンバーカードによる電子化・自動化により以下の効果が得られる

- 利用登録証、利用券がマイナンバーカード1枚に
- 利用登録から即日利用可能
(現行では、利用登録や利用券等の発送に2週間必要)
- 利用料金の計算、利用条件の確認等を自動化
- 運行履歴データの作成や割引条件の変更も自動対応



○母子健康情報サービスのマイナンバーカードの活用

妊娠中・子育て中のママと家族へ向けた未来型健康支援・子育て支援サービス

➤ 母子健康手帳に記録されている情報や子育てに関する情報を電子化・ウェブ化することで、いつでも、どこでも、安心して情報を提供するサービス

➤ 提供される情報・サービス

- ・自治体からのお知らせ
- ・日記機能
- ・はじめて記念日
- ・法定健診結果のデータ連携
- ・予防接種履歴のデータ連携
- ・予防接種のスケジュール管理
- ・ご家族や遠方の祖父母との情報共有機能

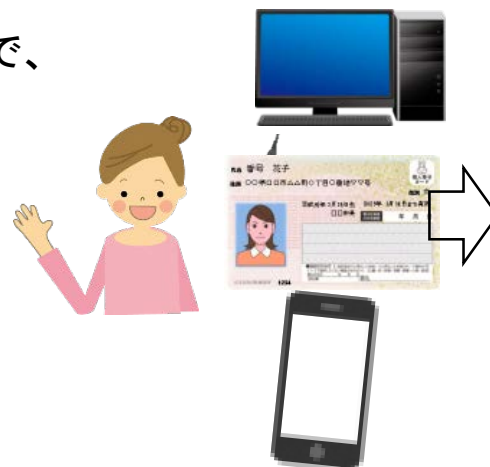


マイナンバーカード1枚
で利用登録！

スマートフォン・パソコン
で情報閲覧可能！

➤ マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、安全に、正確に本人確認を実施し、スマートフォン、パソコンで情報・サービスの利用が可能

➤ 母子健康サービスの品質向上とコスト削減を図れ、さらに住民との接触機会が増加



○マイナンバーカードの公的個人認証を用いオンラインで証券口座を開設

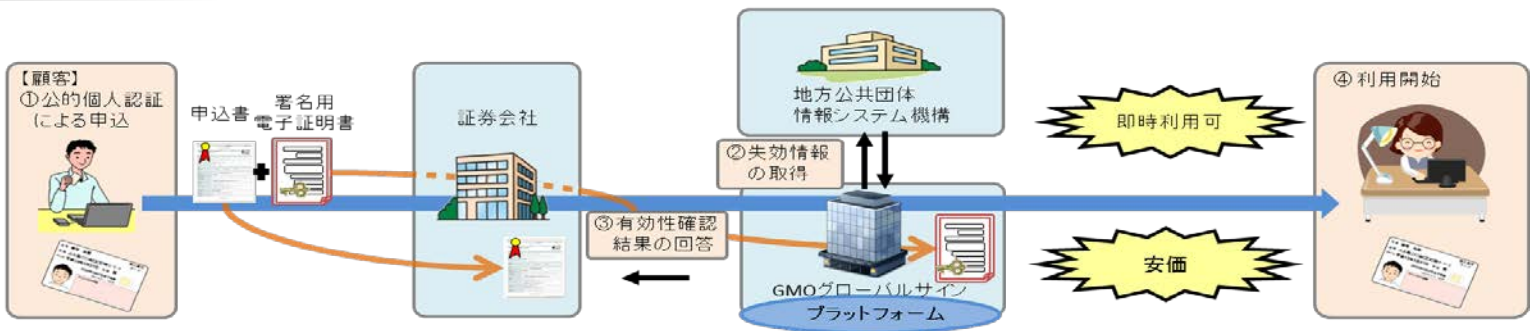
マイナンバーカードの公的個人認証を用いオンラインでマイナンバーの収集と本人確認を行うことで、証券口座を開設(GMOクリック証券がサービス提供事業者、GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者)

- 口座開設に必要な手続き
 - 平成28年1月から所得税法等により、新規顧客については、マイナンバーの収集が義務化
 - さらに犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が必要
- 公的個人認証サービスの利用
 - 各根拠法に準拠し、かつ、業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証を利用した本人確認を実施
 - 公的個人認証により、マイナンバー・本人確認書類の郵送不要で、オンラインで手続きが完結・即時取引開始可能
- サービス開始日：平成28年11月26日

<現状>



<導入後>



○マイナンバーカードの公的個人認証を用いオンラインで住宅ローンを申し込み

マイナンバーカードの公的個人認証を用いることでオンラインで契約を完結することが可能(三菱東京UFJ銀行がサービス提供事業者、凸版印刷がプラットフォーム事業者)

➤ 従来は、実印や収入印紙が必要

従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付が必要であり、銀行への来店が必須

➤ 公的個人認証サービスの利用

公的個人認証サービスを利用することオンラインで契約が成立するため、実印の押印や収入印紙が不要となり、銀行への来店が必要なくなる。

➤ サービス開始日:平成29年4月(※三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始)

